第４次一般廃棄物処理基本計画（令和２年３月策定）

最終目標に対する中間目標等の実績報告書

１　ごみ処理計画に関する実績 …… 1

1-1　ごみの減量化・資源化の数値目標（様式1-1） …… 2

①家庭ごみにおける１人１日当たりの燃せるごみ排出量

②事業ごみ排出量

③資源化率（ごみ排出量に占める資源化量の割合）

④焼却灰の資源化率（焼却灰の量に占める焼却灰資源化量の割合）

1-2　取組の柱（様式1-2）

（1）ア　発生抑制・減量化の意識啓発 …… 3

イ　家庭ごみの発生抑制・減量化 …… 4

ウ　事業系ごみの発生抑制・減量化 …… 6

（2）ア　分別・資源化の徹底 …… 7

イ　資源化品目等の拡大の検討 …… 9

ウ　可燃残さ及び焼却灰の資源化 …… 10

（3）ア　安定的なごみ収集運搬の推進 …… 11

イ　中間処理・最終処分施設の適正な管理・運営 …… 12

ウ　一般廃棄物等の適正処理の推進 …… 13

エ　資源化・処理技術等の調査・研究 …… 14

オ　災害廃棄物の処理 …… 15

（4）ア　地域の美化活動の推進 …… 16

イ　不法投棄対策の推進 …… 17

２　生活排水処理計画に関する実績

2-1　生活排水処理率の数値目標（様式2-1） …… 18

2-2　生活排水処理の基本方針に基づく施策（様式2-2）

（1）生活排水処理施設整備の推進 …… 19

（2）し尿・浄化槽汚泥の安定的な収集・運搬 …… 20

（3）し尿・浄化槽汚泥の効率的な中間処理方法の検討 …… 21

（4）広報、啓発活動の推進 …… 22

（5）水質汚濁状況の把握 …… 23

（6）市民への情報提供 …… 24

３　環境審議会における意見シート（様式3） …… 25

はじめに

第４次一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第６条第１項の規定に基づき、長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画です。
本市の総合計画及び環境基本計画で示す「望ましい環境像」を目指すための一般廃棄物分野における計画とし、「小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の趣旨に則り策定されています。
この報告書は、ごみの減量施策の取組などを環境審議会に報告し、本計画の点検・評価を行い、見直しを行うためのものです。

進行管理・評価方法

第４次小田原市一般廃棄物処理基本計画は令和６年度（2024年度）を中間目標年度とし、見直しを行うこととされています。
ごみ処理計画に関する実績については、ごみの減量化・資源化の数値目標に対する定量的な評価と、施策の項目ごとに定性的・定量的な評価を行います。
排水処理計画に関する実績については生活排水処理率の数値目標に対する定量的な評価と、施策ごとに定性的・定量的な評価を行います。

○ ごみの減量化・資源化の数値目標に関する評価シート（様式1-1）
数値目標に対する実績を示し、中間目標に対する評価を行います。

○ ごみ処理計画に関する具体的施策の評価シート（様式1-2）
施策の項目ごとにこれまでの取組の評価と今後の課題を記載します。

○ 生活排水処理率の数値目標に関する評価シート（様式2-1）
数値目標に対する実績を示し、中間目標に対する評価を行います。

○ 生活排水処理計画に関する施策の評価シート（様式2-2）
施策ごとにこれまでの取組の評価と今後の課題を記載します。

○ 環境審議会における意見シート（様式3）
環境審議会からいただいたご意見を記載します。
これを踏まえ、翌年度以降の取組への反映、また計画の見直しに反映していきます。

１　ごみ処理計画に関する実績
ごみ処理の基本方針に基づく施策

基本方針 （大柱）	施策の柱 （中柱 4項目）	施策の項目 （小柱 13項目）	具体的施策 （32施策）
省資源・循環型社会を目指したまちづくり	（１）発生抑制・再使用に重点を置いたごみの減量化の推進 12施策	ア　発生抑制・減量化の意識啓発	① 環境情報の提供・啓発活動の推進 ② 環境学習・環境教育の充実
		イ　家庭ごみの発生抑制・減量化	③ ごみ減量行動の促進 ④ 生ごみ堆肥化の推進 ⑤ 食品ロスの削減 ⑥ プラスチックごみの削減 ⑦ 環境にやさしい消費行動の実践 ⑧ ごみの有料化の検討
		ウ　事業ごみの発生抑制・減量化	⑨ 事業ごみの排出基準・制度の見直し ⑩ 多量排出事業者による発生抑制・資源化の推進 ⑪ 事業ごみの搬入検査の実施及び排出事業者等への指導 ⑫ 容器包装・食品等の各種リサイクル法の周知
	（２）ごみの分別と資源化の更なる推進 ９施策	ア　分別・資源化の徹底	⑬ 紙類、トレー類・プラ表示のあるもの等の分別徹底 ⑭ 分別マナーの徹底 ⑮ 家電リサイクル法等に基づく資源化の徹底 ⑯ 小型家電リサイクル法に基づく資源化の推進
		イ　資源化品目等の拡大の検討	⑰ 剪定枝類の資源化 ⑱ 事業者回収の促進 ⑲ 地域と連携した拠点回収の検討
		ウ　可燃残さ及び焼却灰の資源化	⑳ 可燃残さの資源化 ㉑ 焼却灰の資源化
	（３）安定的・継続的なごみの適正処理の推進 ８施策	ア　安定的なごみ収集運搬の推進	㉒ 安定的なごみ収集運搬体制の確保 ㉓ 高齢化等に対応した収集サービスの向上
		イ　中間処理・最終処分施設の適正な管理・運営	㉔ 中間処理・最終処分施設の維持管理、整備の検討
		ウ　一般廃棄物等の適正処理の推進	㉕ 一般廃棄物処理業許可の適正な運用 ㉖ 感染性廃棄物の適正処理の推進 ㉗ 在宅医療用器具等の廃棄物の処理方法の検討
		エ　資源化・処理技術等の調査・研究	㉘ 環境関連技術等の調査、研究
		オ　災害廃棄物対策	㉙ 災害廃棄物の処理
	（４）きれいなまちづくりの推進 ３施策	ア　地域の美化活動の推進	㉚ 環境美化推進員等との連携
		イ　不法投棄対策の推進	㉛ 不法投棄の撲滅に向けた啓発 ㉜ 不法投棄パトロール等の実施

様式1-1

評価対象年度	令和２年度（2020年度）～令和５年度（2023年度）

ごみの減量化・資源化の数値目標

	基準値	実績					中間目標値	最終目標値	中間目標値に対する進捗割合
	平成30（2018）	（参考）令和元（2019）	令和２（2020）	令和３（2021）	令和４（2022）	令和５（2023）	令和６（2024）	令和11（2029）	
①家庭ごみにおける１人１日当たりの燃せるごみ排出量	509g	510g	515g	496g	493g	474g	484g	459g	100%
（家庭の燃せるごみ量）	35,517t	35,501t	35,538t	34,105t	33,697t	32,311t	32,195t	29,216t	－
（人口）	191,181人	190,109人	188,856人	188,243人	187,347人	186,338人	182,243人	174,385人	－
②事業ごみ排出量	15,762t	15,503t	13,433t	13,835t	14,272t	14,228t	15,907t	15,762t	100%
③資源化率（ごみ排出量に占める資源化量の割合）	24.6%	24.8%	24.3%	24.9%	24.2%	24.0%	24.9%	25.3%	0%
（資源化量）	17,031t	17,048t	16,263t	16,146t	15,567t	14,981t	16,223t	15,544t	－
（ごみ排出量）	69,219t	68,812t	66,861t	64,929t	64,273t	62,516t	65,197t	61,336t	－
④焼却灰の資源化率（焼却灰の量に占める焼却灰資源化量の割合）	6.2%	6.8%	9.3%	10.8%	13.1%	15.1%	16.1%	26.4%	90%
（焼却灰の資源化量）	400t	445t	578t	652t	752t	867t	950t	1,450t	－
（焼却灰発生量）	6,404t	6,544t	6,220t	6,029t	5,742t	5,746t	5,887t	5,502t	－

様式1-2

評価対象年度：令和２年度（2020年度）～令和５年度（2023年度）			
＜省資源・循環型社会を目指したまちづくり＞			
施策の柱	（１）発生抑制・再使用に重点を置いたごみの減量化の推進	施策の項目	ア　発生抑制・減量化の意識啓発
具体的施策	〇環境情報の提供・啓発活動の推進 〇環境学習・環境教育の充実		

これまでの取組（定性的・定量的評価）

・ごみと資源の分け方出し方ガイドの内容について適宜更新を行い、転入者や失くしてしまった市民へ随時配布するため、在庫を考慮した増刷版の製作を行っている。
・環境情報誌「ゴミダス」や広報紙において、ごみ排出方法や注意事項、ごみの減量に向けた取組などを掲載し、自治会を通じて市民に配布している。
・ホームページや動画などの作成や、環境啓発イベントを実施し、情報発信を行っている。
・令和５年度にタガログ語のごみと資源の分け方、出し方分別ガイドを作成し、過去に作成した英語、中国語、韓国語、ポルトガル語の分別ガイドと併せて、外国人に対するごみと資源の分け方、出し方を周知している。
・「おだわら防災ナビ」にごみカレンダーやごみと資源の分け方出し方分別ガイドを掲載し、周知している。
・令和６年２月に、リユースのプラットホームの「おいくら」を運営する(株)マーケットエンタープライズと、「ジモティー」を運営する(株)ジモティーの２社それぞれと、リユース活動を促進し、住民サービスの向上及び環境負荷の少ない循環型社会の形成に寄与することを目的とした協定を締結し、不要品を捨てずに再利用できる仕組みを構築した。
・湘南ベルマーレフットサルクラブとの包括連携協定の一環として、ごみの分別に関する動画を作成するとともに、合同で夏休みの環境啓発イベントを実施した。
・段ボールコンポストの作り方動画を作成し、市ホームページ等で配信している
・「53cal（ゴミカレ）」は運営会社のサービス終了に伴い、令和４年４月以降、利用できなくなっている。
・各種環境学習・環境教育の開催

開催内容	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
きらめき出前講座の開催	感染症対策のため未実施	２団体 （12人）	５団体 （73人）	７団体 （135人）
小学校への授業	10回 （434人）	15回 （903人）	10回 （545人）	７回 （262人）
環境事業センター工場見学	４回 （20人）	４回 （15人）	１回 （５人）	18回 （750人）

今後の課題

・広報紙や出前講座を活用した小学校や地域へのごみ減量の啓発の継続。
・時代に合わせた啓発ツールの活用。
・民間企業と連携したイベントの企画。

様式1-2

評価対象年度：令和２年度（2020年度）～令和５年度（2023年度）			
＜省資源・循環型社会を目指したまちづくり＞			
施策の柱	（１）発生抑制・再使用に重点を置いたごみの減量化の推進	施策の項目	イ　家庭ごみの発生抑制・減量化
具体的施策	○ごみ減量行動の促進 ○生ごみ堆肥化の推進 ○食品ロスの削減 ○プラスチックごみの削減 ○環境にやさしい消費行動の実践 ○ごみの有料化の検討		

これまでの取組（定性的・定量的評価）

○ごみ減量行動の促進
・新任自治会長研修や環境情報誌「ゴミダス」を通じて、ごみの分別の徹底を働きかけた。
・令和４年度、令和５年度に、自治会総連合環境福祉部会にて、ごみ集積場所の管理、高齢者等戸別収集に関する意見交換、環境事業センター見学などにより、ごみに関する情報共有を行った。
・生ごみ減量化に向けてパナソニック株式会社と協定締結し、電動式生ごみ処理機のモニター事業を実施した。

○生ごみ堆肥化の推進
・段ボールコンポスト新規登録者数
　令和２年度：218世帯、令和３年度：248世帯、令和４年度：172世帯、令和５年度：140世帯
　令和５年度末時点の延べ登録者数：6,680世帯
・湘南ベルマーレフットサルクラブ及び小田原百貨店と協力して、生ごみでできた堆肥を活用して寄せ植えを行った。
※報徳小学校に設置していた大型生ごみ処理機は、導入から年数が経ち修理不可能となったため、令和５年度から事業廃止。

○食品ロスの削減
・食品ロスの発生要因を把握するための調査（５年に１回実施）の結果に基づき啓発実施。
　（啓発回数）　令和２年度：８件、令和３年度：７件、令和４年度：８件、令和５年度：10件
　（令和元年度調査結果）調査回数２回、厨芥類に含まれる食品ロス率43.2%、燃せるごみに含まれる食品ロス率15.4%
・家庭から出る食品ロスを削減するための講座や料理教室を開催したほか、出前講座や環境教室で賞味期限・消費期限の意味、計画的な買い物や収納方法などについて周知した。
・事業から出る食品ロスについて、事業者向け講演会の開催、小盛や持ち帰りに対応している店舗の食べきり協力店登録など、飲食店から出る食品ロス削減に努めた。
・「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に参加し、情報共有を行った。
・フードバンクは、市内NPO法人と協力して、生活困窮者への支援を継続的に行っている。

これまでの取組（定性的・定量的評価）
〇プラスチックごみの削減 ・令和４年２月22日に「県西地域２市８町プラごみゼロ共同宣言」を行い、深刻化する海洋プラスチック問題に取り組み、プラごみ削減に向けた啓発の実施や共同でのクリーン活動の周知を行った。 ・環境省のプラスチック・スマートキャンペーンへの参加や、かながわプラごみゼロ宣言に賛同し、広報紙等で啓発を行った。 ・マイボトルの普及促進のために、市内公共施設にウォーターサーバーを16台（令和６年４月現在）設置し、ペットボトルの使用抑制に取り組んだ。 ・子ども向け環境教室やワークショップを開催し、意識啓発を行った。 「海岸の砂の中からマイクロプラスチックを探す環境教室」の参加者数 令和３年度：20人（小田原会場）、令和４年度：17人（小田原会場・南足柄会場）、令和５年度：26人（小田原会場・南足柄会場） 〇環境にやさしい消費行動の実践 ・マイバッグ・マイボトルの普及促進などを、食品ロス削減・プラスチックごみ削減とともに呼びかけている。 〇ごみの有料化の検討 ・県内他市の状況を調査し、有料化の現状、料金水準、料金設定例などを研究した。
今後の課題
・段ボールコンポストの新規登録者数及び継続率を増加させる取り組みの工夫。 ・電動生ごみ処理機等をはじめとする、生ごみ堆肥化方法の選択肢の多様化。 ・定期的な食品ロスの発生要因を把握する調査の結果に基づく啓発事業の検討。 ・本市に適したプラスチックの一括回収や製品プラスチックの再商品化についてのスキームの検討。 ・住民サービスの向上、排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるための、市総合計画等との整合性を取った有料化の検討。

様式1-2

評価対象年度：令和２年度（2020年度）～令和５年度（2023年度）			
＜省資源・循環型社会を目指したまちづくり＞			
施策の柱	（１）発生抑制・再使用に重点を置いたごみの減量化の推進	施策の項目	ウ　事業ごみの発生抑制・減量化
具体的施策	〇事業ごみの排出基準・制度の見直し 〇多量排出事業者による発生抑制・資源化の推進 〇事業ごみの搬入検査の実施及び排出事業者等への指導 〇容器包装・食品等の各種リサイクル法の周知		

これまでの取組（定性的・定量的評価）

〇事業ごみの排出基準・制度の見直し
・令和５年４月に、「事業系廃棄物に関するパンフレット」を作成し市ＨＰに掲出した。一般廃棄物収集運搬許可業者にも配布することで、市内事業者へ排出基準やごみの減量などを周知した。
・ごみ特定申告事業者の申告状況の整理を行い、適正化を図った。

〇多量排出事業者による発生抑制・資源化の推進
・「減量化及び資源化計画書」提出事業者数
　令和２年度：90/101事業者、令和３年度：93/103事業者、令和４年度：97/100事業者、令和５年度：98/99事業者

〇事業ごみの搬入検査の実施及び排出事業者等への指導
・令和２年度から令和５年度までは新型コロナウイルス感染症の感染対策のため、事業ごみの搬入検査は実施していない。令和６年度から再開した。
・ごみ集積場所に出された事業系ごみについては、排出事業者が特定できた場合、訪問指導を行ってる。

〇容器包装・食品等の各種リサイクル法の周知
・容器包装リサイクル法や容器包装の発生抑制・リサイクルの仕組みについて周知を図った。
・食品リサイクル法や建設リサイクル法については、多量排出事業者や相談があった事業者に対し、法律に基づき適正に処理をするよう指導した。
・多量排出事業者に対し、「減量化及び資源化計画書」を提出する際に、リサイクル義務のあるものは指導を行った。

今後の課題

・事業系廃棄物に関するパンフレットの周知及び、事業者の適正な排出に向けた指導。
・多量排出事業者への、「減量化及び資源化計画書」を通じた、事業系一般廃棄物の減量への協力依頼や指導方法の充実化。
・事業系ごみの搬入検査の再開及び、必要に応じた排出事業者を訪問指導の実施。

様式1-2

評価対象年度：令和２年度（2020年度）～令和５年度（2023年度）			
＜省資源・循環型社会を目指したまちづくり＞			
施策の柱	（２）ごみの分別と資源化の更なる推進	施策の項目	ア　分別・資源化の徹底
具体的施策	○紙類、トレー類・プラ表示のあるもの等の分別徹底 ○分別マナーの徹底 ○家電リサイクル法等に基づく資源化の徹底 ○小型家電リサイクル法に基づく資源化の推進		

これまでの取組（定性的・定量的評価）

○紙類、トレー類・プラ表示のあるもの等の分別徹底
・出前講座や環境情報誌ゴミダスにおいて、分別の徹底を周知した。
・各種環境学習・環境教育の開催（再掲）

開催内容	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
きらめき出前講座の開催	感染症対策のため未実施	２団体 （12人）	５団体 （73人）	７団体 （135人）
小学校への授業	10回 （434人）	15回 （903人）	10回 （545人）	７回 （262人）
環境事業センター工場見学	４回 （20人）	４回 （15人）	１回 （５人）	18回 （750人）

○分別マナーの徹底
・市ホームページや広報紙で周知を図っている。特に、車両火災が発生した場合は、その自治会内で、当該原因と思われるものの写真を載せた注意喚起のチラシを回覧している。
・車両火災件数
　令和２年度：18件（直営０件、委託18件）
　令和３年度：11件（直営０件、委託11件）
　令和４年度：９件（直営０件、委託業者９件）
　令和５年度：９件（直営１件、委託業者８件）

○家電リサイクル法等に基づく資源化の徹底
・ごみと資源の分け方出し方ガイドや市ホームページなどにより排出方法等を周知した。
・令和４年３月に、リネットジャパンリサイクル株式会社と協定を締結し、宅配便を利用したパソコンの回収方法を広報している。
・リネットジャパンリサイクル株式会社によるパソコン回収状況
　令和３年度：98台、令和４年度：1,300台、令和５年度：1,231台

○小型家電リサイクル法に基づく資源化の推進
・市施設（市役所本庁舎２階、マロニエ１階、いずみ１階、こゆるぎ１階、UMECO１階）に設置した回収ボックスに排出されたものに加え、燃せないごみからピックアップした小型家電（携帯電話、デジタルカメラなど８品目）を資源化した。
・集められたもののうち、ビデオデッキ等から電子基板を取り外す作業を福祉施設と連携して行っている。
・小型家電の資源化量
　令和２年度：490kg、令和３年度：107.5kg、令和４年度：473.6kg、令和５年度：348.5kg
・ビデオデッキ等から取り外した電子基板売払
　令和２年度：336kg、令和３年度：265kg、令和４年度：60kg、令和５年度：93.7kg

今後の課題
・燃せるごみの減量を進めるため、燃せるごみに含まれる、紙類やプラスチック類の分別徹底の周知。 ・車両火災の原因となる廃棄物が、スプレー缶から、充電池などに変わってきていることに対応した、周知方法や収集方法の検討。 ・環境負荷の少ない循環型社会を目指すためのリユースサービス活用の周知。 ・小型家電回収ボックスの設置場所や回収品目を増やすことの検討。

様式1-2

評価対象年度：令和２年度（2020年度）～令和５年度（2023年度）			
＜省資源・循環型社会を目指したまちづくり＞			
施策の柱	（２）ごみの分別と資源化の更なる推進	施策の項目	イ　資源化品目等の拡大の検討
具体的施策	〇剪定枝類の資源化 〇事業者回収の促進 〇地域と連携した拠点回収の検討		

これまでの取組（定性的・定量的評価）

〇剪定枝類の資源化
・事業系剪定枝資源化実績：令和２年度18.32ｔ、令和３年度33.10ｔ、令和４年度41.53ｔ、令和５年度37.05ｔ
・家庭系剪定枝資源化実証実験結果：令和４年度（２地区）：57件・436束・1.31ｔ、令和５年度（４地区）53件・416束・1.21ｔ

〇事業者回収の促進
・事業者回収を行っているスーパーなどの小売店を、環境情報誌「ゴミダス」や市ホームページで紹介し、店頭回収やその回収品目の周知を図った。
・紹介店舗数…ペットボトル：９店舗、発泡トレー：10店舗、かん：４店舗、ペットボトルキャップ：５店舗、紙パック：10店舗

〇地域と連携した拠点回収の検討
・市内３か所にて、ペットボトル、びん類、かん類、紙・布類を対象とした資源ごみ回収拠点を設置し、令和６年12月１日から利用を開始した。
・令和５年12月～令和６年３月回収結果

	環境事業センター				梅の里センター			尊徳記念館			合計			
	PET	かん類	びん類	紙・布類	PET	かん類	びん類	PET	かん類	びん類	PET	かん類	びん類	紙・布類
１２月	26.1	33.5	129.1	1,082.4	3.9	3.9	24.9	11.2	9.1	44.1	41.2	46.5	198.1	1,082.4
１月	9.2	16.7	85.5	2,324.0	2.4	5.0	17.1	6.4	9.4	41.3	18.0	31.1	143.9	2,324.0
２月	10.2	17.5	37.8	1,519.6	2.3	—	—	7.2	9.0	29.5	19.7	26.5	67.3	1,519.6
３月	2.2	16.3	44.9	787.8	0.9	1.9	17.1	8.8	11.6	38.4	11.9	29.8	100.4	787.8
合計	47.7	84.0	297.3	5,713.8	9.5	10.8	59.1	33.6	39.1	153.3	90.8	133.9	509.7	5,713.8

（単位：kg）

今後の課題

・家庭系剪定枝資源化における、本市に適した収集方法や資源化方法の検討。
・事業者に対する、回収店舗数と回収品目の拡大促進。
・資源ごみ回収拠点の利用状況に応じた、拡大等の検討。

様式1-2

評価対象年度：令和２年度（2020年度）～令和５年度（2023年度）			
＜省資源・循環型社会を目指したまちづくり＞			
施策の柱	（２）ごみの分別と資源化の更なる推進	施策の項目	ウ　可燃残さ及び焼却灰の資源化
具体的施策	○可燃残さの資源化 ○焼却灰の資源化		

これまでの取組（定性的・定量的評価）

○可燃残さの資源化
・リサイクルセンターで燃せないごみを破砕し、選別されたプラスチックを含む可燃残さ全量を県外の施設３か所で資源化した。
・可燃残さ処理量

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
焙焼処理　（２か所）	1,528t	1,380t	1,485t	1,374t
溶融処理　（１か所）	654t	588t	511t	444t
合計	2,182t	1,968t	1,996t	1,818t

○焼却灰の資源化
・焼却灰の発生量を抑制するために、啓発活動を行い燃せるごみの減量に取り組んだ。
・リスク分散の観点や費用面を鑑み、令和５年度から資源化処理委託先を１か所増やした４か所にて資源化し、４か所にて埋立処分を行った。
・焼却灰資源化率の実績は様式１のとおり。焼却灰の資源化量を年間約100ｔずつ増加させている。

今後の課題

・可燃残さ全量資源化の維持。
・焼却灰の資源化処理量増加に伴う処理費の増加への対応。
・コスト面や資源化処理状況、地理的条件、事務的コストを勘案した、排出先のリスク分散の実施。
・県内他市の焼却灰資源化率と比較した、焼却灰資源化量の増加ペースの引き上げ検討。

様式1-2

評価対象年度：令和２年度（2020年度）～令和５年度（2023年度）			
＜省資源・循環型社会を目指したまちづくり＞			
施策の柱	（３）安定的・継続的なごみの適正処理の推進	施策の項目	ア　安定的なごみ収集運搬の推進
具体的施策	〇安定的なごみ収集運搬体制の確保 〇高齢化等に対応した収集サービスの向上		

これまでの取組（定性的・定量的評価）

〇安定的なごみ収集運搬体制の確保
・職員を確保するために、職員の新規採用を計画的に行っている。また、日ごろから職員の安全運転教育を実施している。
・令和５年４月からびん類、かん類の収集回数を月に１回から２回に増加させた。

〇高齢化等に対応した収集サービスの向上
・令和４年度に富水地区を対象に燃せるごみを、令和５年度には下府中地区、芦子地区、東富水地区、桜井地区を対象に燃せるごみ、燃せないごみ、かん類・びん類の市直営による戸別収集の実証事業を行った。
・令和５年度高齢者等戸別収集実証事業結果

収集日	地区	延べ軒数	総袋数（袋）	総重量（kg）	燃せるごみ		燃せないごみ		びん		缶	
					袋数	重量	袋数	重量	袋数	重量	袋数	重量
木曜日	下府中	106	297	650	176	425	57	150	37	57	18	18
	芦子	124	333	690	214	520	48	95	50	61	30	24
金曜日	東富水	93	239	540	118	370	58	118	23	28	40	24
	桜井	82	311	600	160	345	87	192	34	39	30	24
合計		405	1,180	2,480	668	1,660	250	555	144	185	118	90
1軒･1回当たり			2.9	6.1	※収集回数は、全地区とも各８回 ※重量は、１日の各地区収集全量を１度で計量しているため、個別の品目は概ねの重量で配分している。							

今後の課題

・定期的な職員の新規採用による、安定的なごみ収集運搬体制の確保。
・AIを活用した効率的な収集ルート検討やリアルタイム収集管理システムなど、デジタル化の導入による安定的かつ効率的な収集運搬体制の確保。
・高齢者等のニーズ、対象者やその件数の把握及び、本格実施体制の検討、社会福祉協議会や自治会など既存の高齢者支援サービス実施団体との調整。

様式1-2

評価対象年度：令和２年度（2020年度）～令和５年度（2023年度）			
＜省資源・循環型社会を目指したまちづくり＞			
施策の柱	（３）安定的・継続的なごみの適正処理の推進	施策の項目	イ　中間処理･最終処分施設の適正な管理･運営
具体的施策	○中間処理・最終処分施設の維持管理・整備の検討		

これまでの取組（定性的・定量的評価）
・ごみ焼却施設は、令和５年度に２号炉と４号炉の定期修繕工事を実施した。 ・リサイクル施設は、定期的な修繕のほか、老朽化した回転破砕機上部ｹｰｼﾝｸﾞとビンライン手選別コンベヤを更新するなどした。 ・堀ヶ窪埋立処分場は、ごみの減量による焼却灰の減少や焼却灰資源化により延命化を図った。 ・中村原埋立処分場は、内部の温度や発生ガスのほか周辺地下水をモニタリングし、適切な状況把握に努めた。 ・ごみ焼却施設の整備については、広域での整備に向けて小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会において先進施設の視察等を実施した。

今後の課題
・令和元年度にごみ焼却施設の基幹的設備改良工事が完了し延命化されたものの、ごみ焼却施設・リサイクル施設は老朽化しており、これ以上の延命化が厳しいことなどを踏まえた、将来のごみ処理のあり方の検討。 ・ごみ処理の広域化に向けた、ブロック内の箱根町、真鶴町、湯河原町との合意形成。 ・委託先事業者が管理しているプラスチック中間処理施設について、中長期的視点に立った管理・運営のための情報共有。

様式1-2

評価対象年度：令和２年度（2020年度）～令和５年度（2023年度）			
＜省資源・循環型社会を目指したまちづくり＞			
施策の柱	（３）安定的・継続的なごみの適正処理の推進	施策の項目	ウ　一般廃棄物等の適正処理の推進
具体的施策	〇一般廃棄物処理業許可の適正な運用 〇感染性廃棄物の適正処理の推進 〇在宅医療用器具等の廃棄物の処理方法の検討		

これまでの取組（定性的・定量的評価）
〇一般廃棄物処理業許可の適正な運用 ・令和２年度から令和５年度までは新型コロナウイルス感染症の感染対策のため、一般廃棄物収集運搬許可業者の搬入検査を実施していない。令和６年度から再開した。 〇感染性廃棄物の適正処理の推進 ・小田原医師会、廃棄物収集業者、本市の３者により、医療系廃棄物の処理に関する基本的事項について、協定を締結しており、小田原医師会などを通じて、医療機関に感染性廃棄物の適正処理を働きかけている。 ・小田原医師会の感染性廃棄物排出先の現地確認にて、排出状況の確認を行い医師会と情報共有した。 〇在宅医療用器具等の廃棄物の処理方法の検討 ・注射針などの鋭利なものは医療機関での回収協力を求めていくほか、その他のものについては、小田原医師会などにも協力を求めながら処理方法を検討している。

今後の課題
・一般廃棄物収集運搬許可業者の搬入検査の再開及び、必要に応じた排出事業者を訪問指導の実施。 ・小田原医師会、廃棄物収集業者との継続的な情報共有による医療系廃棄物の適正処理。

様式1-2

評価対象年度：令和２年度（2020年度）～令和５年度（2023年度）			
＜省資源・循環型社会を目指したまちづくり＞			
施策の柱	（３）安定的・継続的なごみの適正処理の推進	施策の項目	エ　資源化・処理技術等の調査・研究
具体的施策	○環境関連技術等の調査・研究		

これまでの取組（定性的・定量的評価）
・一般廃棄物の処理委託先への現地確認の際に情報交換を行った。 ・令和２年度から令和４年度にかけて、清掃工場から排出される二酸化炭素を分離・回収しメタンを生成するまでのフローを、商用化規模で実証し、その技術を確立することを目的とした環境省の委託事業に協力した。 ・豊田通商㈱及びキリンビバレッジ㈱と「ペットボトルの水平リサイクルに関する協定」を締結し、ペットボトルをペットボトルに戻すボトルtoボトルリサイクルに向け、令和６年４月からペットボトルの売却を開始した。 ・ペットボトルキャップをペットボトルキャップに戻す研究のために双日プラネット㈱にペットボトルキャップを売却している。 ・令和２年度に今治市クリーンセンター、松山市西クリーンセンター、高座クリーンセンター、平塚市環境事業センターの視察を行った。 ・令和２年度に（一財）日本環境衛生センターに新清掃工場についてヒアリングを行った。 ・令和５年度に小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会で、先進的な清掃工場４か所（クリーンプラザふじみ、武蔵野クリーンセンター、町田バイオエネルギーセンター、厚木愛甲環境施設組合）の視察を行った。

今後の課題
・製品プラスチックの再商品化の動向や、焼却灰資源化の新しい技術などについて、脱炭素化など環境負荷低減の視点からの情報収集。

様式1-2

評価対象年度：令和２年度（2020年度）～令和５年度（2023年度）			
＜省資源・循環型社会を目指したまちづくり＞			
施策の柱	（３）安定的・継続的なごみの適正処理の推進	施策の項目	オ　災害廃棄物対策
具体的施策	○災害廃棄物の処理		

これまでの取組（定性的・定量的評価）
・令和４年３月、小田原市災害廃棄物処理計画について、対象地震の追加や、近年多発している風水害の追加、、被害想定の充実など大幅な改定を行った。 ・発災時の支援協定を締結している三重中央開発(株)、オリックス資源循環(株)、小田原土木建設協同組合、神奈川県産業資源循環協会と災害廃棄物の迅速な処理に向けた協議を行った。

今後の課題
・小田原市災害廃棄物処理計画に基づく、初動マニュアルの作成や仮置場候補地の確保。 ・関係機関との協力関係構築に向けた協議の継続実施。

様式1-2

評価対象年度：令和２年度（2020年度）～令和５年度（2023年度）			
＜省資源・循環型社会を目指したまちづくり＞			
施策の柱	（４）きれいなまちづくりの推進	施策の項目	ア　地域の美化活動の推進
具体的施策	○環境美化推進員等との連携		

これまでの取組（定性的・定量的評価）

・ボランティア清掃回数については減少傾向であるが、自治会清掃、海岸清掃の回数については増加しており、地域の環境美化への意識は保たれていると考える。
・清掃活動を行う自治会やボランティア団体等に対して、ボランティア清掃用ごみ袋を提供するほか、ごみ回収を迅速に行い、活動を支援した。
・小田原駅周辺を指定した環境美化促進重点地区内において、デジタルサイネージを活用したポイ捨て禁止の啓発を行った。
・環境美化推進員研修会を年１回実施している。
・美化清掃回数
　令和２年度：自治会　169回、ボランティア　407回、海岸　19回　　計595回
　令和３年度：自治会　171回、ボランティア　400回、海岸　20回　　計591回
　令和４年度：自治会　216回、ボランティア　347回、海岸　47回　　計610回
　令和５年度：自治会　266回、ボランティア　320回、海岸　52回　　計638回
・ボランティア清掃用ごみ袋配布枚数
　令和２年度：可燃　22,560枚、不燃　4,775枚　　計27,335枚
　令和３年度：可燃　33,830枚、不燃　6,560枚　　計40,390枚
　令和４年度：可燃　32,888枚、不燃　7,078枚　　計39,966枚
　令和５年度：可燃　40,035枚、不燃　10,710枚　　計50,745枚
・美化活動表彰
　令和２年度：団体　8件、個人　2件
　令和３年度：団体　8件、個人　6件
　令和４年度：団体　4件、個人　6件
　令和５年度：団体　1件、個人　9件

今後の課題

・環境美化推進員研修会の内容の見直し。
・環境美化推進員だけに頼らない形での、地域における美化活動の促進と環境美化意識の醸成。
・環境美化推進員等の成り手不足解消に向けた、環境美化推進員の在り方についての協議調整。

様式1-2

評価対象年度：令和２年度（2020年度）～令和５年度（2023年度）			
＜省資源・循環型社会を目指したまちづくり＞			
施策の柱	（４）きれいなまちづくりの推進	施策の項目	イ　不法投棄対策の推進
具体的施策	○不法投棄の撲滅に向けた啓発 ○不法投棄パトロール等の実施		

これまでの取組（定性的・定量的評価）
・広報紙やホームページ等で啓発に努めるとともに、県や警察をはじめとする関係機関と連携し、パトロールの実施、監視カメラの設置、看板の貸出し等、防止に向けた取り組み対策を実施した。 ・不法投棄の通報があった際には神奈川県と現場確認を行っている。 ・不法投棄撤去件数 令和２年度：28件、令和３年度：30件、令和４年度：22件、令和５年度：25件 ・県市合同パトロール実施回数 令和２年度：１回、令和３年度：２回、令和４年度：１回、令和５年度：３回

今後の課題
・継続したパトロールや現場確認の実施による、不法投棄撲滅。 ・ごみ集積場所への不法なごみの投棄への対応方法の検討。

２　生活排水処理計画に関する実績

生活排水処理の基本方針に基づく施策

基本方針	施策	施策の詳細
より快適で豊かな水環境の創出	（１）生活排水処理施設整備の推進	下水道普及区域における、公共下水道への切り替え促進
		下水道事業計画区域外における、合併処理浄化槽への転換を促進するための補助金活用
	（２）し尿・浄化槽汚泥の安定的な収集・運搬	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項の規定に基づく委託による収集・運搬の実施
	（３）し尿・浄化槽汚泥の効率的な中間処理方法の検討	し尿・浄化槽汚泥の安定的な処理に向けた施設の維持管理
	（４）広報、啓発活動の推進	合併処理浄化槽への転換、家庭でできる生活排水対策、浄化槽の適切な維持管理に関する、様々なツールを利用した広報等の実施
	（５）水質汚濁状況の把握	定期的な河川の水質調査の実施及び状況把握
		水質事故未然防止のための、事業所立入調査の実施
	（６）市民への情報提供	生活排水処理率の公表

様式2-1

評価対象年度	令和２年度（2020年度）～令和５年度（2023年度）						
生活排水処理率の数値目標							
	実績値					中間目標値	最終目標値
	平成28（2016）	令和２（2020）	令和３（2021）	令和４（2022）	令和５（2023）	令和７（2025）	令和12（2030）
生活排水処理率	87.6%	88.2%	88.3%	88.4%	89.5%	94.3%	100%

※生活排水処理率（%）＝（合併処理浄化槽人口＋下水道処理区域内人口）÷行政人口

様式2-2

評価対象年度：令和２年度（2020年度）～令和５年度（2023年度）	
＜より快適で豊かな水環境の創出＞	
施策	（１）生活排水処理施設整備の推進
施策の詳細	○下水道普及区域における、公共下水道への切り替え促進 ○下水道事業計画区域外における、合併処理浄化槽への転換を促進するための補助金活用

これまでの取組（定性的・定量的評価）
・国費及び県費を利用した合併処理浄化槽整備費補助金を活用し、転換を促進した。 《補助基数》 令和２年度15基、令和３年度13基、令和４年度15基、令和５年度18基 《生活排水処理率》 令和２年度88.2%、令和３年度88.3%、令和４年度88.4%、令和５年度89.5% ・令和２年度においては宅内配管工事に対し補助拡充を行い、令和５年度においては単独処理浄化槽の撤去に関する工事に対する補助額を増額し、市民の転換工事に係る自己負担額を減らすことで転換促進を実施した。 ・令和４年度においては、補助金のあり方に関するアンケート調査により、転換が進まない要因の調査を実施したところ、主な要因としては、高齢世帯が多く転換工事費用の自己負担が大きいことのほか、補助制度の周知が不十分であるとの意見があった。

今後の課題
・補助金の対象地域に住む世帯に対する効果的な広報の検討。 ・全国浄化槽協議会を通じ、国等に補助対象工事等の制度の拡充や、補助金額の増額に関する働きかけの実施。

様式2-2

評価対象年度：令和２年度（2020年度）～令和５年度（2023年度）	
＜より快適で豊かな水環境の創出＞	
施策	（２）し尿・浄化槽汚泥の安定的な収集・運搬
施策の詳細	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項の規定に基づく委託による収集・運搬の実施

これまでの取組（定性的・定量的評価）

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項の規定に基づく委託による収集・運搬の実施
・当該業務は(株)小田原衛生公社へ業務委託をしている。関係法令の規定による要件を満たす市内業者は当該業者のみであり、昭和40年5月から業務委託をしている。
・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促している中ではあるが、くみ取り便所の廃止や浄化槽から公共下水への切り替えにより、し尿等の収集量は減少傾向にある。

■し尿等収集委託料の推移　（単位：円）

年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
金額	295,729,708	293,524,500	286,918,773	286,424,000

※令和５年度は見込み金額
※当該委託料の財源は、清掃（し尿）手数料が約８割、一般財源が２割である。

■くみ取り世帯数及び浄化槽設置世帯数の推移

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
くみ取り世帯数	908	850	795	768
浄化槽設置世帯数	18,853	18,727	18,642	18,671

今後の課題

○安定的な収集・運搬を行うための財源措置
・受益者負担割合の検証、他自治体の手数料設定状況を調査、検証の上、適正な手数料料金設定を図るとともに、安定的な収集運搬業務を行っていく。

様式2-2

評価対象年度：令和２年度（2020年度）～令和５年度（2023年度）	
＜より快適で豊かな水環境の創出＞	
施策	（３）し尿・浄化槽汚泥の効率的な中間処理方法の検討
施策の詳細	○し尿・浄化槽汚泥の安定的な処理に向けた施設の維持管理

これまでの取組（定性的・定量的評価）
・平成27年度に策定した「小田原市扇町クリーンセンター長寿命化計画」に基づき、平成29年度から令和５年度までの間に長寿命化工事を実施した。 ・評価対象年度における長寿命化工事 　令和２年度　貯留槽漏水対策工事 　令和３年度　破砕ポンプ更新工事（２号）、前処理設備基幹改修工事（２系） 　令和４年度　破砕ポンプ更新工事（３号）、前処理設備基幹改修工事（１系）、屋上防水及び外壁改修工事 　令和５年度　破砕ポンプ更新工事（１号）

今後の課題
・長寿命化計画終了後の継続した定期改修による長期的・継続的な維持管理

様式2-2

評価対象年度：令和２年度（2020年度）～令和５年度（2023年度）	
＜より快適で豊かな水環境の創出＞	
施策	（４）広報、啓発活動の推進
施策の詳細	○合併処理浄化槽への転換、家庭でできる生活排水対策、浄化槽の適切な維持管理に関する、様々なツールを利用した広報等の実施

これまでの取組（定性的・定量的評価）
・合併処理浄化槽への転換に対する補助金制度や、浄化槽の適切な維持管理に関しては、浄化槽の清掃手数料の納入通知書へ周知啓発のチラシを同封するなどで、対象世帯に対して広報を行った。 ・家庭でできる生活排水対策については、平成30年度にホームページを作成したが、令和5年度にその内容をより分かりやすいものにリニューアルした。また、広報紙やホームページだけでなく、おだわら環境メールニュースやおだわら防災ナビなどのツールでも配信を行った。

今後の課題
・市民に対する効果的な広報の検討 ・浄化槽の維持管理を所管する小田原保健福祉事務所等との連携による周知啓発の検討

様式2-2

評価対象年度：令和２年度（2020年度）～令和５年度（2023年度）	
＜より快適で豊かな水環境の創出＞	
施策	（５）水質汚濁状況の把握
施策の詳細	○定期的な河川の水質調査の実施及び状況把握 ○水質事故未然防止のための、事業所立入調査の実施

これまでの取組（定性的・定量的評価）
・市内４河川８地点において、常時監視を実施し全地点において水質汚濁の指標であるBODが環境基準達成した。 ・事業所に対し法令に基づく立入調査を実施し、排出水の水質調査や水質事故未然防止の対策や事故時の体制について聞取り調査等を実施した。 《立入事業所数》 令和２年度52件、令和３年度46件、令和４年度56件、令和５年度57件 ・令和４年度に水質事故に関するホームページを作成し、事業所だけでなく、市民への周知も実施した。 《水質事故発生件数》 令和２年度10件、令和３年度７件、令和４年度３件、令和５年度３件 ・泡消火剤（PFOS,PFOA含有）の切り替えなど、法令の改正等の内容も随時ホームページで更新した。

今後の課題
・継続的な監視の実施

様式2-2

評価対象年度：令和２年度（2020年度）～令和５年度（2023年度）	
＜より快適で豊かな水環境の創出＞	
施策	（６）市民への情報提供
施策の詳細	○生活排水処理率の公表

これまでの取組（定性的・定量的評価）
・生活排水処理率（汚水処理人口普及率）については、国において公表を行っている。 ・下水道普及状況については、本市上下水道局において公表を行っている。
今後の課題

様式３

評価対象年度：令和２年度（2020年度）～令和５年度（2023年度）	
環境審議会における意見	
会議日程等	令和６年６月３日（月）
主な意見	
・奥委員 ４頁に食品ロスの削減の取組があるが、フードバンクまたフードドライブについて記載がないようだが、一般廃棄物処理基本計画の中には、関係部局と連携して推進する旨の記載をすべき。	